

R2.3.5 札幌地裁

札幌地方裁判所労働審判員の新型コロナウイルス感染に関する報道対応案

札幌地方裁判所労働審判員の新型コロナウイルス感染に関する報道対応について
は、以下のとおりとしたい。

3月12日（木）午前11時30分、当庁労働審判員 [REDACTED]（以下「り患者」という。）から当庁民事第4部書記官に電話で、本日、[REDACTED]保健所からPCR検査の結果が陽性となり、[REDACTED]との連絡があった。その後の調査により、事実調査を行った。

り患者の病状及び当院での執務等の履歴は次のとおりである。

9日(月) 労働審判員として登庁

12日(木) PCR検査の結果、新型コロナウイルス感染の陽性の結果が出たので、

なお、同人の検査結果は、本日（3月12日（木））に午後5時前に自治

体 () から報道発表がされる見込みである。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1 司法記者クラブへの連絡

「札幌地方裁判所本庁の労働審判員が、3月12日、新型コロナウイルスに罹患したことが判明した。」ので、●月●日(●)●時から、●●において報道発表を行う。

・ [REDACTED] 総務課長(立会者:総務課課長補佐)が発表を行い、[REDACTED]

[REDACTED]

2 基本説明案

札幌地方裁判所本庁の労働審判員五十代の男性が、新型コロナウイルスに感染したことが、3月12日(木)に判明した。

同人は、3月9日(月)に札幌地方裁判所本庁に登庁して執務しており、3月12日(木)、新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断されたものである。

同人は、3月9日(月)の翌日以降、裁判所庁舎に来ておらず、かつ、3月9日(月)以前には1か月程度は裁判所庁舎には来ていない。濃厚接触者の有無については、現在、所管の保健所において調査中であるが、念のため対象者と執務を行った者4名について在宅勤務とした。

現在、確認している本人の3月9日の裁判所における執務では、マスクをつけて、特定の事件関係者との裁判所の手続への関与があったことを確認しており、当該事件関係者へは裁判所においても連絡をしたところである。

なお、当該特定事件以外の来庁者とは、濃厚接触に当たると考えられるような接触をしていないと聞いている。

当庁としては、[REDACTED]

[REDACTED]

当該対象者の執務していた部屋及び動線となった共用部分などについて、消毒の実施を行った[REDACTED]。

<想定問答>

1 対象者は、どのような職種か。

労働審判員(裁判所の非常勤職員)である。

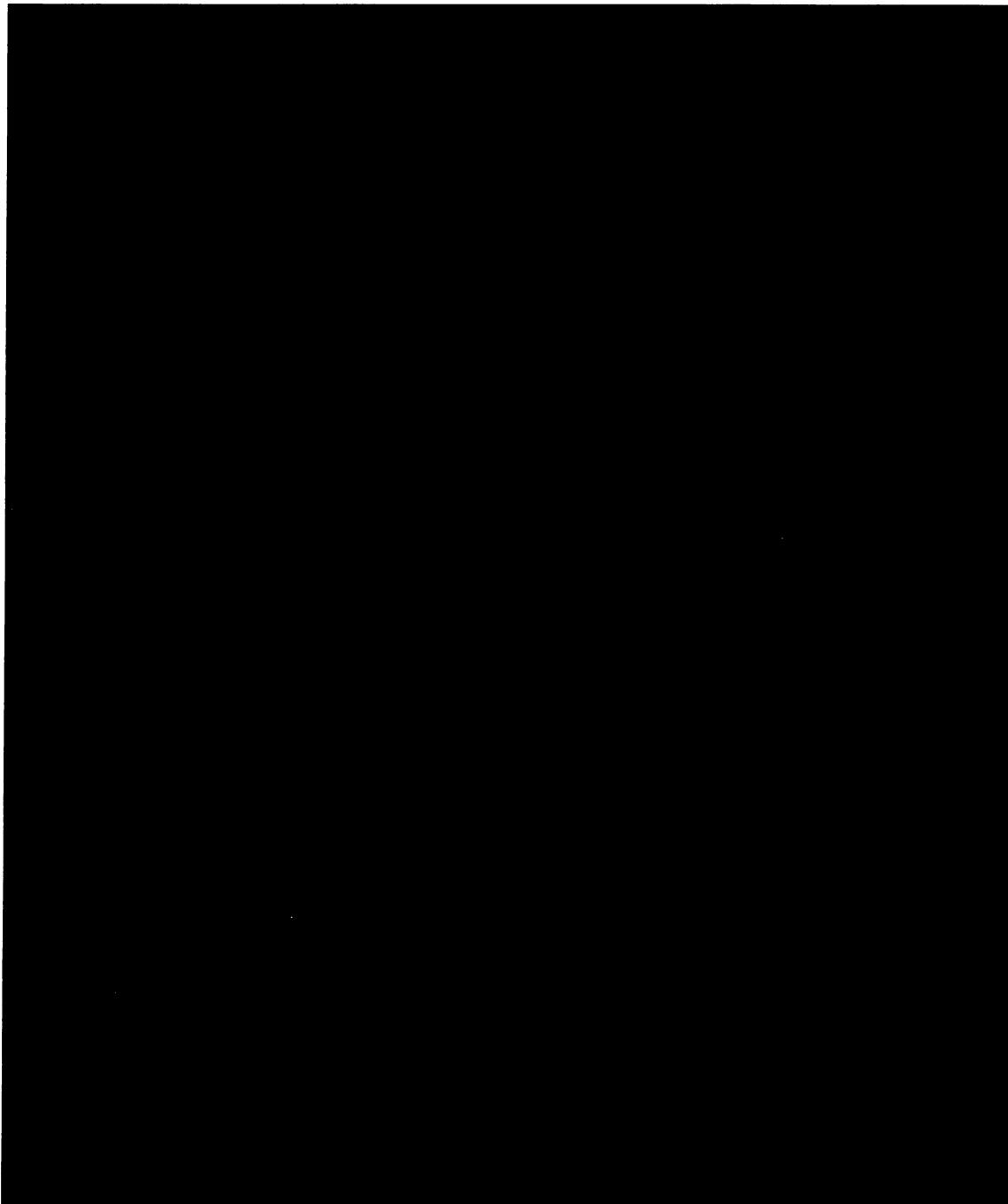
(更問) 裁判官ではないのか。

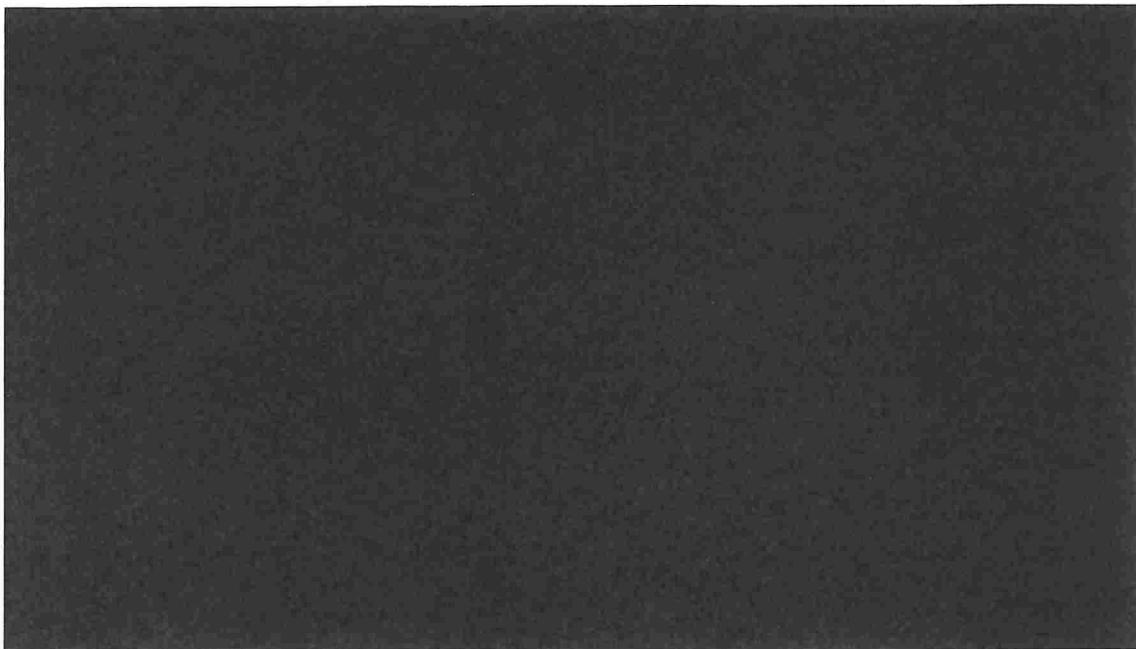
裁判官ではない。



3 対象者はどのような業務に当たっていたのか。

非常勤の職員であり、特定の労働審判事件で必要があったときのみに登庁し、専ら当該事件の審判期日等への立会のみをし、関係者以外とは接触しない執務を行っていた者ではある。





13 これまでの札幌地裁でとられていた感染防止対策はどのようなものか。

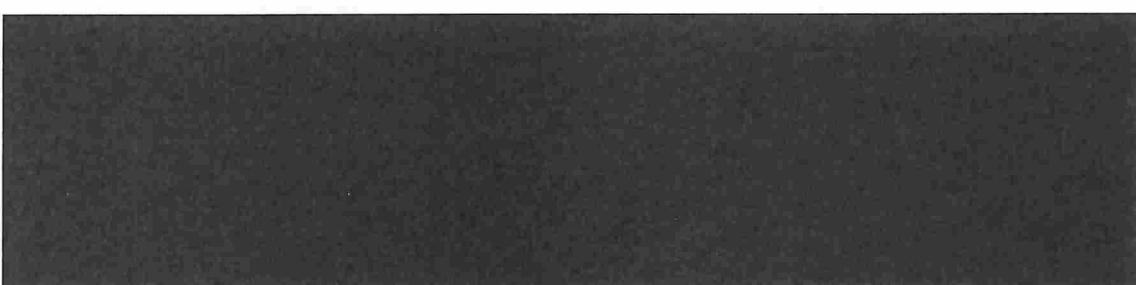
政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、適時、風邪症状があれば、休暇を取得するよう促したりしてきたところであり、庁舎入口にある総合案内には、手指消毒剤を設置するほか、厚生労働省の作成している咳エチケット、手洗い勧行等の記載のある感染症対策用のポスターを、適時貼るなどし、注意喚起も行っているところである。

14 感染者が出来たことによる施設内の消毒は行ったのか。

当庁としては、

当該対象者の執務し

た部屋及び対象者の動線となる共用部分などについて、消毒の実施を行った



(更問)

仮に、職員にさらなる感染が確認されたりした場合はどのようにするのか。

そのような事態が生じた場合は、その都度、所管の保健所に相談しながら、対応を検討していきたいと考えている。

- 16 今回の発表を受けて、裁判所利用者が期日を変更してほしいなどの要望があった場合
はどのようにするのか。

期日変更等については、裁判体の判断にはなるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大している折、利用者の方に、御心配の点があれば、遠慮なく、担当書記官等に相談していただければと考えている。お話を伺いながら丁寧に対応していきたいと考えている。

- 17 今後、裁判所利用者に対し、何か新型コロナウイルス対応のため、新たに求めていくことはあるか。

これまで同様、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、事件関係者等に対し、手洗い、咳エチケット、風邪の症状の場合は外出を控えるなどの対応を引き続きお願いしていくことになる。

- 18 対象者と執務を行った職員等を自宅勤務させたということはないのか。【P】

念のため対象者と執務を行った者4名について自宅待機をさせることとした。

なお、今後、保健所等から専門的な知見に基づく助言等も参考にしながら、適切な対応をしていきたいと考えている。

- ## 19 札幌地裁の事件の受付は通常どおりか。

受付事務は通常どおり行う予定である。

- 20 同じ庁舎の札幌高裁、札幌簡裁、隣接する札幌家裁はどうか。

札幌簡裁については、札幌地裁と同様通常どおりである。また、現在のところ、札幌高裁や札幌家裁から、本件を受けて、事件受付を行わないなどの対応をするとは聞いていない。

- 21 裁判所職員（労働審判員を含む。）の感染判明は初めてか。

承知していない。

- ## 22 関係機関には情報提供しているか。

札幌弁護士会、札幌地方検察庁等の関係機関に情報提供する予定である。

23 感染拡大対策、職員等への周知は適切であったと考えているか。

これまでも、感染症対策について職員に対しては周知、徹底を促しており、今後も引き続き感染拡大防止について全力をあげて取り組んでいく。

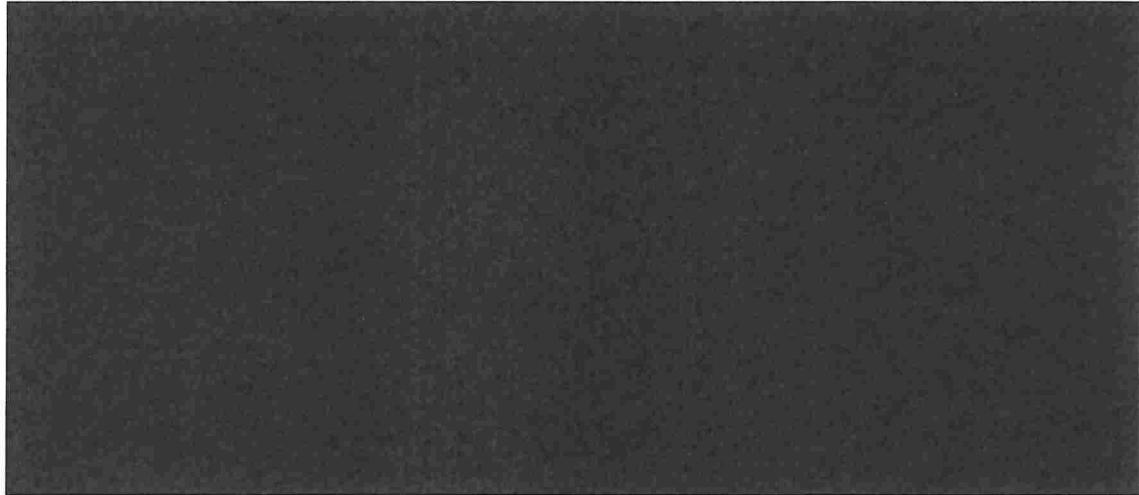
24 新型コロナウイルス対策の一環として、民間企業、他府省が時差出勤の実施をし始めているようであるが、札幌地裁においてはどうか。

3月4日から導入している。

(更問)

テレワークは実施しているのか。

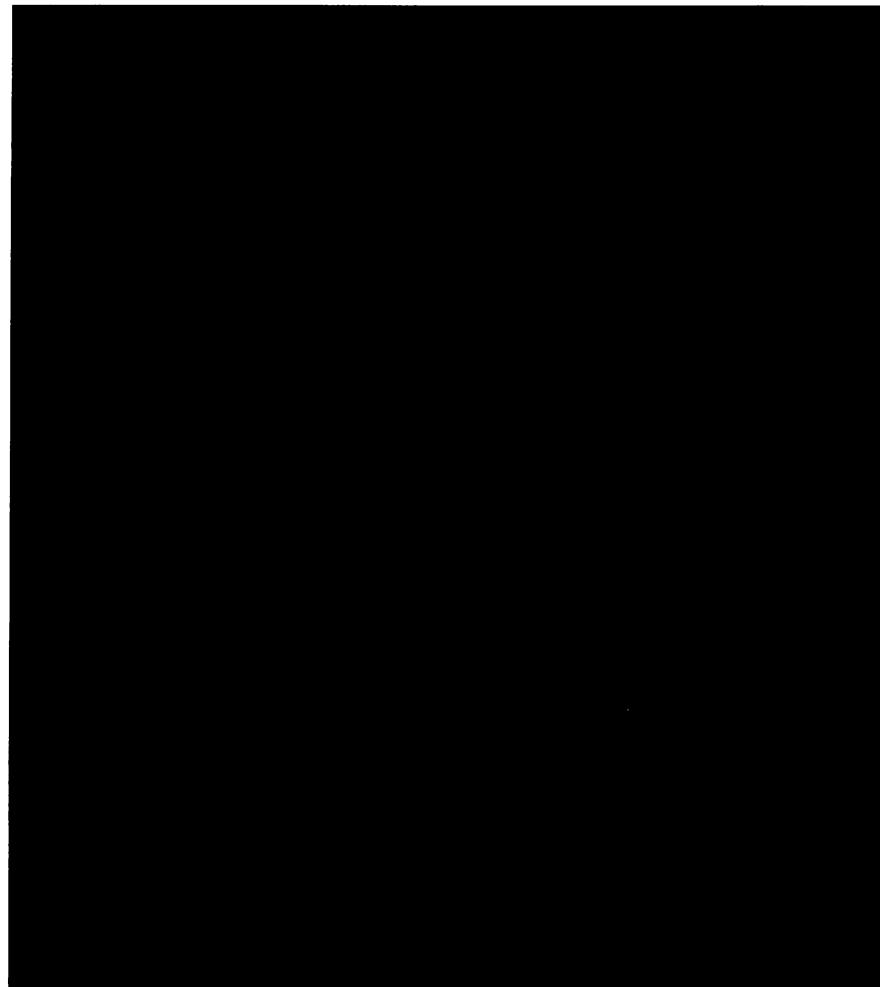
今回のように感染者と接触した職員については在宅勤務を命じることもある。



機密性2

(札幌地裁)

[REDACTED] ([REDACTED] 記者) からの取材対応 (案)



機密性 2



札幌地方裁判所労働審判員の新型コロナウイルス感染に関する説明案

基本説明案

札幌地方裁判所本庁の労働審判員五十代の男性が、新型コロナウイルスに感染したことが、3月12日（木）に判明した。

同人は、3月9日（月）に札幌地方裁判所本庁に登庁して執務しており、[REDACTED] 3月12日（木）、新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断されたものである。

同人は、3月9日（月）以降、裁判所庁舎に来ておらず、かつ、3月9日（月）以前には1か月程度は裁判所庁舎には来ていない。濃厚接触者の有無については、現在、所管の保健所において調査中である。

現在、確認している本人の3月9日の裁判所における執務では、マスクをつけて、特定の事件関係者との裁判所の手続への関与があったことを確認している。

所管の保健所からは、特段、当該対象者が執務した場所を含め、改めて庁舎については消毒する指示は受けていないものの、念のため、当該対象者の執務していた部屋及び動線となった共用部分などについて、消毒の実施を行った。

求意見

【求意見事項】

- 1 濃厚接触者リストを別添1、準濃厚接触者リストを別添2のとおりとしてよろしいか。
- 2 別添1、別添2の各リストを [REDACTED] 保健所に送付してよろしいか。
- 3 濃厚接触者である [REDACTED] については、[REDACTED] から、準濃厚接触者である別添2記載の4名については、[REDACTED] から登庁させてよろしいか。

【参考事項】

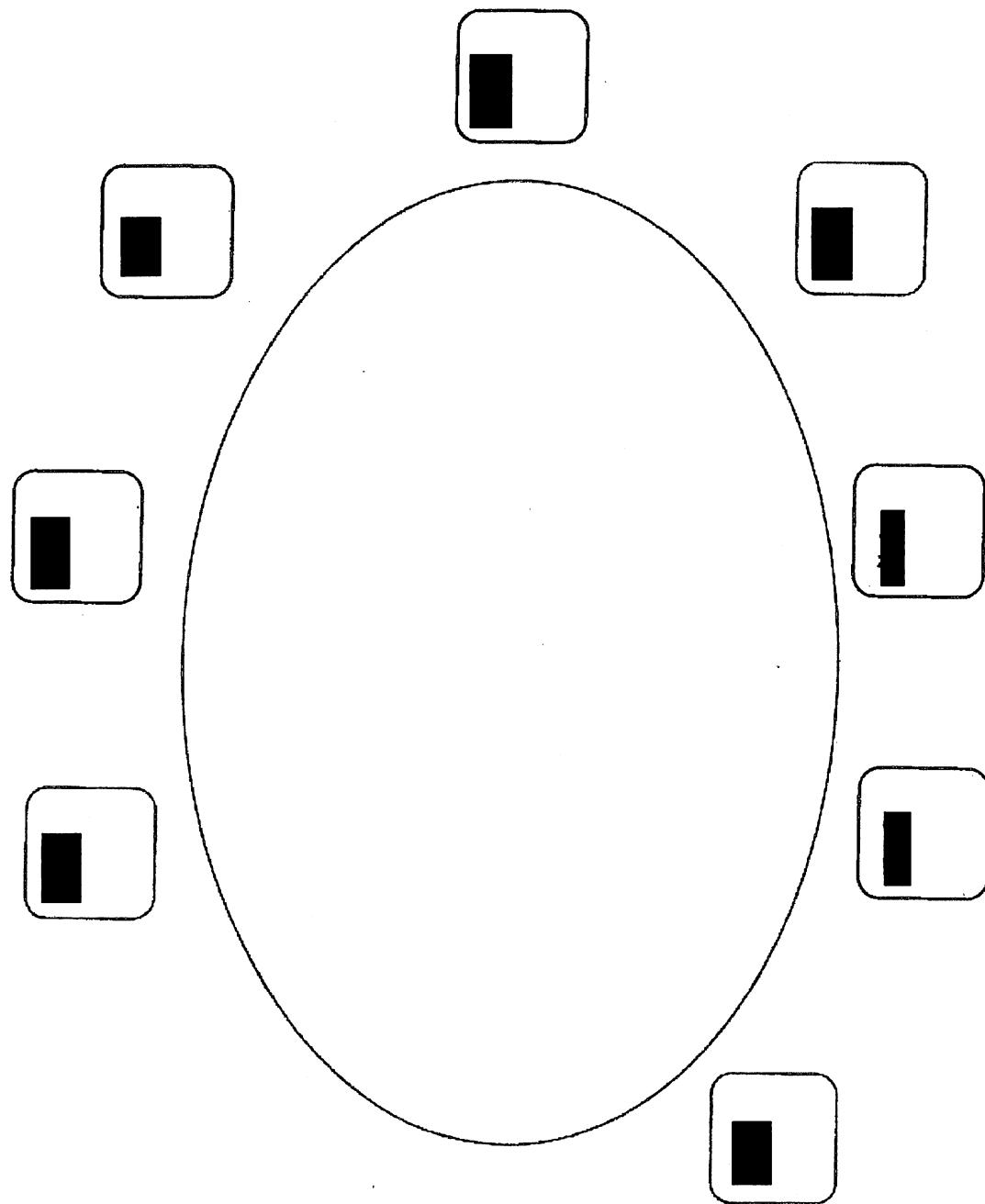
- 別添1及び2のリストは、現時点において、[REDACTED] 保健所から事実上の情報提供を求められている。記載事項は同保健所が濃厚接触者の調査にあたって必要と考えている事項。
- [REDACTED] 保健所によれば、濃厚接触者については、約2週間の自宅待機が必要であるが、準濃厚接触者については、特段の体調不良がなければ自宅待機の必要はないとのことであり、別添2記載の準濃厚接触者については、体調を確認した上で特段問題がなければ、[REDACTED] から登庁させることとしたい。

なお、準濃厚接触者については、[REDACTED]
[REDACTED] の連絡をしたいと考えているので、できるだけ早い回答をお願いしたい。

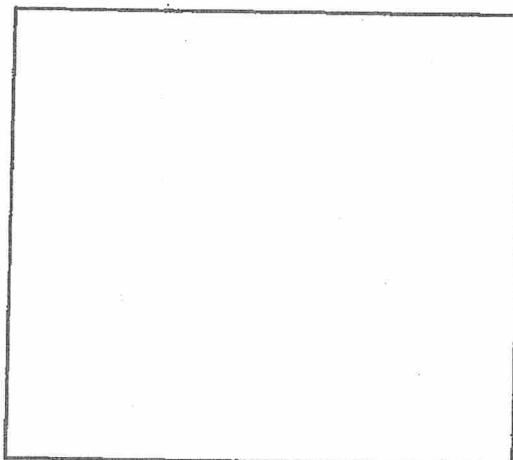
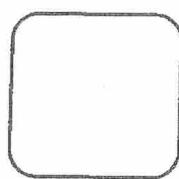
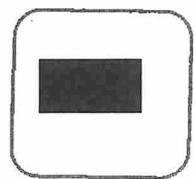
氏名	生年月日	住所	連絡先	労働審判での役割	マスクの有無	接触時間
	不明		不明			
	不明					
	不明		不明			
	不明					
	不明					

氏名	接触の程度	接触時間	マスクの有無
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

審判廷



- ※ 椅子の間隔は1メートル程度
- ※ 審判廷利用は約2時間30分、うち1時間30分は窓を開放
- ※ 室内の広さは約44m²

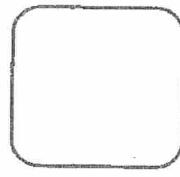
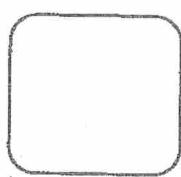
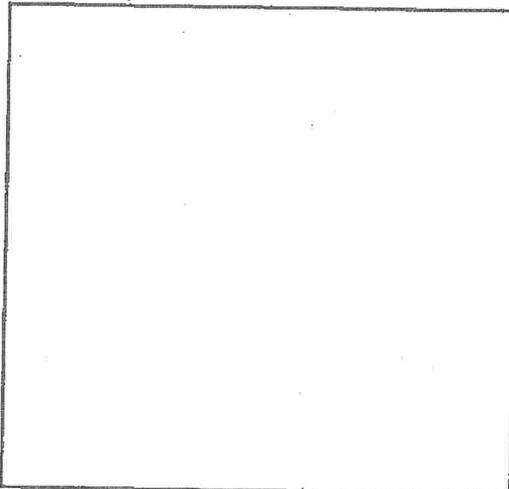
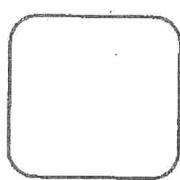
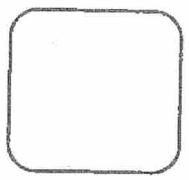
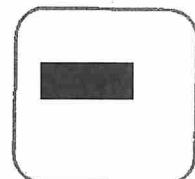
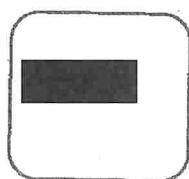


※各着席位置は1メートル程度
離れている。

※■利用は約30分、途中■
氏は10分程度廊下へ離席

※窓は閉め切っている。

※室内の広さは約25m²



新型コロナウイルス検査が陽性と診断された場合の対応について

標記の対応については、下記のとおりとしたい。

記

1 対象者

- ・ 氏名 : [REDACTED]
 - ・ 年齢 : [REDACTED]
 - ・ 所属 : [REDACTED]
 - ・ 官職 : [REDACTED]
 - ・ 担当職務 : [REDACTED]
 - ・ 住所 : [REDACTED]
 - ・ 宿舎 : [REDACTED]
 - ・ 通勤経路及び手段 : [REDACTED]
[REDACTED]
 - ・ 連絡先 : [REDACTED]
 - ・ 身近の感染者 : 不明
 - ・ 同居者 : [REDACTED]

2 事実経過等

A vertical stack of four solid black rectangles of equal width and height, centered horizontally on the page.

(2) 勤務場所及び勤務スペース

ANSWER

(3) 行動範囲及び接触者

ア 部内職員

A series of nine horizontal black bars of varying lengths, decreasing from top to bottom. The bars are evenly spaced and extend across the width of the page.

1 来庁者等

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the number are 10, so the number is 1000.

3 建物の構造

(1) 階層構造, フロア構造

[View Details](#)

(2) 感染者の勤務スペース

© 2013 Pearson Education, Inc.

4-1 陽性と診断された場合の連絡態勢等について

- (1) 本人から速やかに [] に連絡をしてもらい、[] から総務課長(局次長、所長)へ報告する。

(2) 総務課長は、速やかに新型コロナ対策チームメンバーに情報伝達するとともに、保健所から事情を聴取する(確認結果についても、速やかに新型コロナ対策チームメンバーに伝達する。)。

(3) 事務局次長は、事前に、報道発表の内容について本人から了解を得ておく。

4 - 2 保健所の対応

- ### (1) 保健所の窓口

機密性 2

(2) 担当者

スドウ様（連絡先上記(1)のとおり）

(3) 報道対応のタイミング

(4) 発表までの過程

陽性になった段階で、保健所の疫学検査班から本人に対し、行動履歴と濃厚接触者の聴き取り調査を行い、その結果を発表する。

5 事件処理等の一時中断

6 濃厚接触者の特定、行動履歴調査等について

7 執務室等の消毒作業について

(1) 消毒作業の要否

それ以外の執務室で、自主的に執務室内を消毒することは差し支えない。

(2) 消毒担当者

各執務室の職員において適宜行う。

(3) 消毒の方法

原則として、アルコール製剤を用いて行う。

8 報道対応

(1)

(2) 報道対応は総務課長が行い、基本説明等は別添のとおりとする。

機密性 2

9 職員団体対応及び職員説明

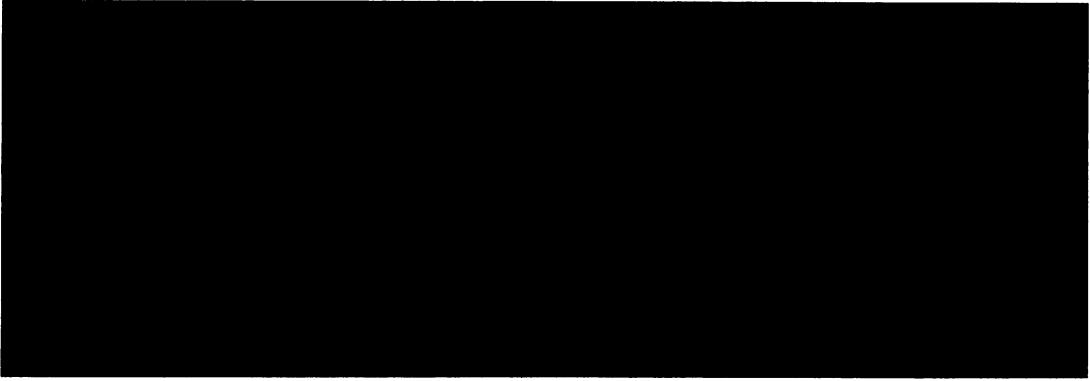
- (1) 報道発表の前に（週休日に報道発表を行った場合には、翌勤務日に）職員団体及び職員（
非常勤職員を含む。）に口頭で説明する。
- (2) 説明内容は、報道対応案の内容と同様とする。

10 関係機関への情報提供

- (1) [REDACTED], ([REDACTED]検察庁), [REDACTED]弁護士会に総務課長が情報提供を行う。
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

新型コロナウイルス感染に関する報道対応案

[REDACTED] の新型コロナウイルス感染に関する報道対応については、以下のとおりとしたい。

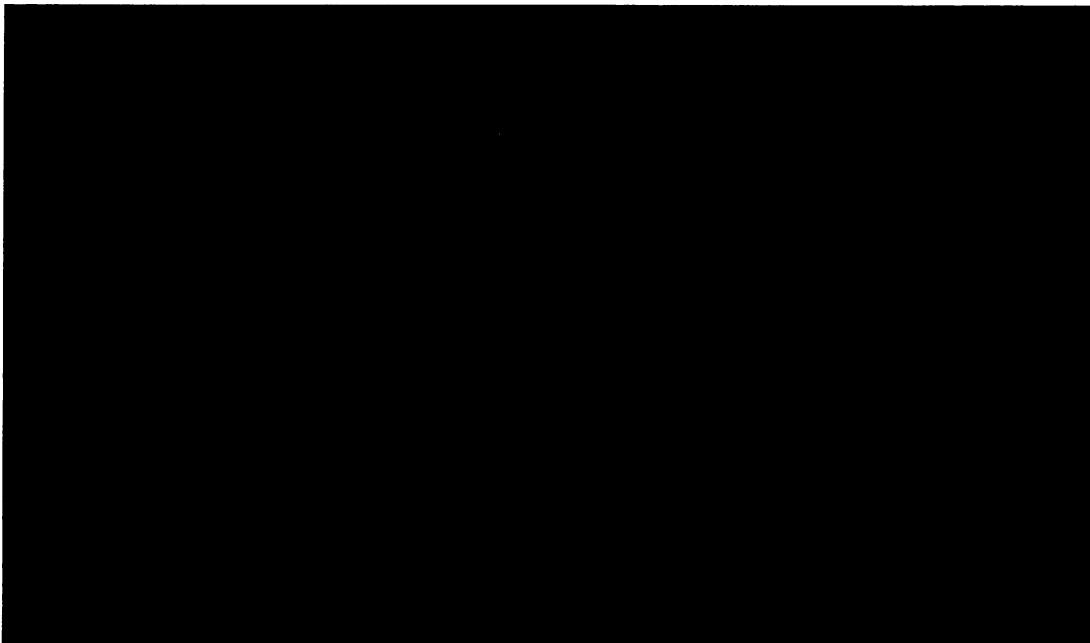


1 司法記者クラブへの連絡

[REDACTED] ○日、新型コロナウイルスに罹患したこと
が判明した。」ので、[REDACTED] ○日（○）○時から、[REDACTED] 会議室において報道發
表を行う。

[REDACTED] 総務課長（立会者：総務課課長補佐）が発表を行い、[REDACTED]
[REDACTED]

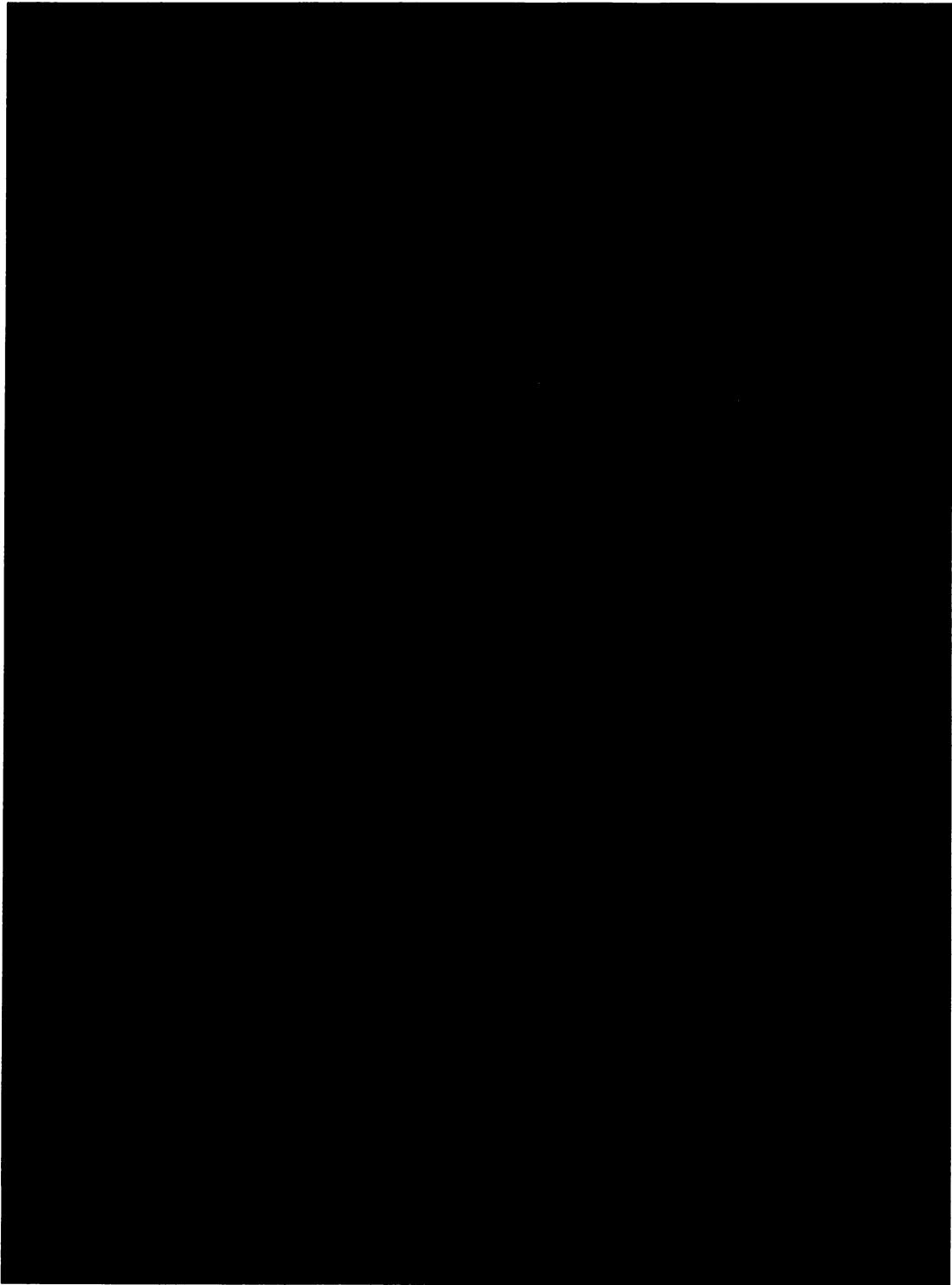
2 基本説明案

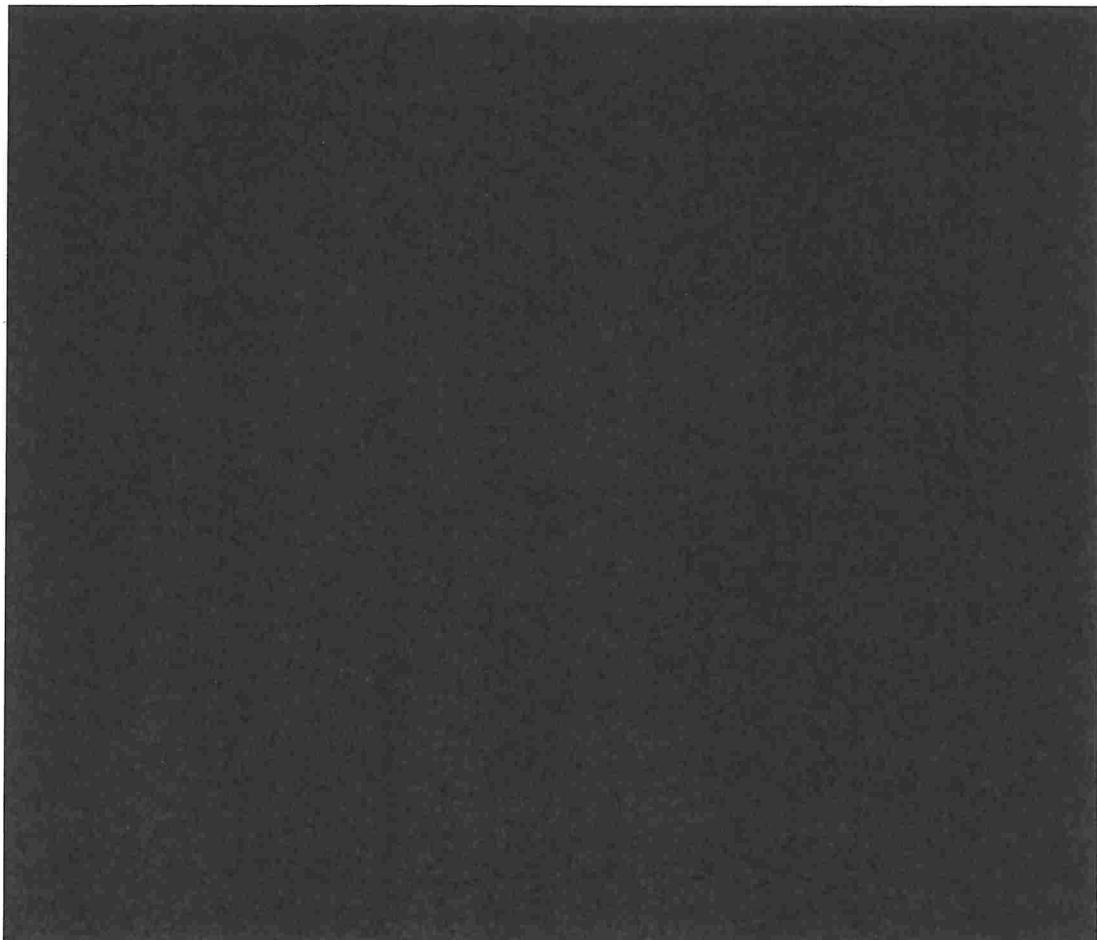


機密性 2



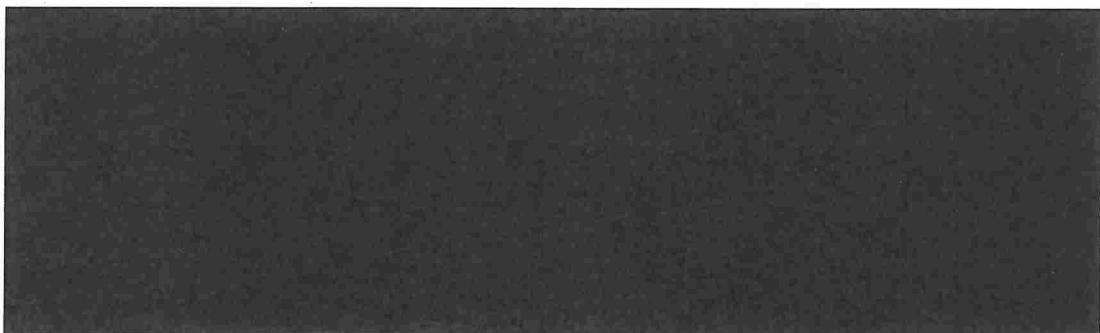
<想定問答>





14 これまでの [REDACTED] でとられていた感染防止対策はどのようなものか。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、適時、風邪症状があれば、休暇を取得するよう促したりしてきたところであり、庁舎入口にある総合案内には、手指消毒剤を設置するほか、厚生労働省の作成している咳エチケット、手洗い勧行等の記載のある感染症対策用のポスターを、適時貼るなどし、注意喚起も行っているところである。



機密性 2

(更問)

仮に、職員にさらなる感染が確認されたりした場合はどのようにするのか。

そのような事態が生じた場合は、その都度、所管の保健所に相談しながら、対応を検討していきたいと考えている。

17 今回の発表を受けて、裁判所利用者が期日を変更してほしいなどの要望があった場合はどのようにするのか。

期日変更等については、裁判体の判断にはなるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている折、利用者の方に、御心配の点があれば、遠慮なく、担当書記官等に相談していただき、お話を伺いながら丁寧に対応していきたいと考えている。

なお、当庁のホームページにも、裁判所利用者の方に対して、その旨をお伝えする文言を掲載しているところである。

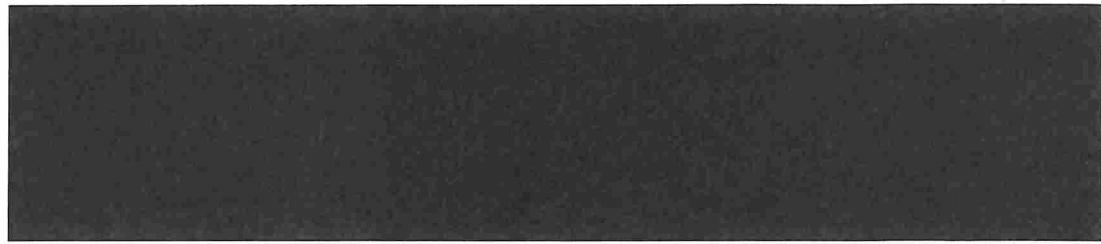
18 今後、裁判所利用者に対し、何か新型コロナウイルス対応のため、新たに求めていくことはあるか。

これまで同様、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、事件関係者等に対し、手洗い、咳エチケット、風邪の症状の場合は来庁を控えるなどの対応を引き続きお願いしていくことになる。

(更問)

税務署の感染者発生の例に見られるように、裁判所のホームページに注意喚起文言などを掲載する予定はあるのか。

現在のところ予定していない。



22 裁判所職員や裁判所庁舎を勤務場所とする者の感染判明は初めてか。

当庁としては、承知していない。

23 関係機関には情報提供しているか。

■地方検察庁、■弁護士会についても、事実関係について、情報提供する予定である。



24 感染拡大対策、職員等への周知は適切であったと考えているか。

これまでも、感染症対策について職員に対しては周知、徹底を促しており、今後も引き続き感染拡大防止について全力をあげて取り組んでいく。

25 新型コロナウイルス対策の一環として、民間企業、他府省が時差出勤の実施をし始めたようであるが、■においてはどうか。

3月4日から導入している。

(更問)

テレワーク（在宅勤務）は実施しているのか。

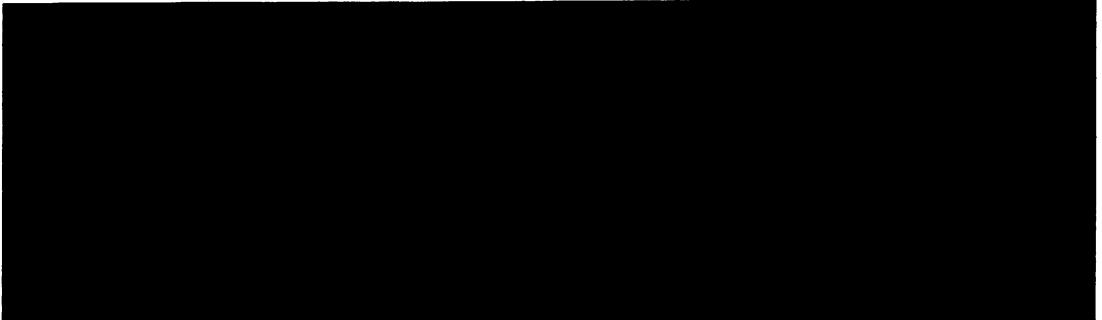
4月20日から導入している。

(更問2) どの程度、実施していたのか。

4月20日から5月31日まで、概ね■から■程度の職員が在宅勤務していました。現在、■程度の職員が在宅勤務を行っている。



機密性 2



機密性 2

新型コロナウイルス検査が陽性と診断された場合の対応について

標記の対応については、下記のとおりとしたい。

記

1 対象者

[REDACTED]

住所 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]
[REDACTED]

2 事実経過等

(1) [REDACTED]

機密性 2

(2) 職員等との接触状況

3 陽性と診断された場合の連絡態勢等について

- (1) 本人から速やかに [REDACTED] に連絡をしてもらい、[REDACTED] 事務局次長へ報告する。
- (2) [REDACTED] 事務局次長は、速やかに新型コロナ対策チームメンバーに情報伝達とともに、[REDACTED] から事情を聴取する（確認結果についても、速やかに新型コロナ対策チームメンバーに伝達する。）。
- (3) [REDACTED] は、事前に、報道発表の内容について本人から了解を得ておく。
【現在確認中】

4 対象者が担当している事件処理について

[REDACTED] P C R 検査

の結果や保健所の指導を踏まえて職務に復帰させる時期を検討する。

5 濃厚接触者の特定、行動履歴調査等について

6 執務室等の消毒作業について

7 報道対応

- (1) [REDACTED]
- (2) 報道対応は総務課長が行い、基本説明等は別添のとおりとする。

8 職員団体対応及び職員説明

- (1) 報道対応や関係機関への説明の前に職員団体及び職員（[REDACTED] 非常勤職員を含む。）に口頭で説明する。
- (2) 説明内容は、報道対応案の内容と同様とする。

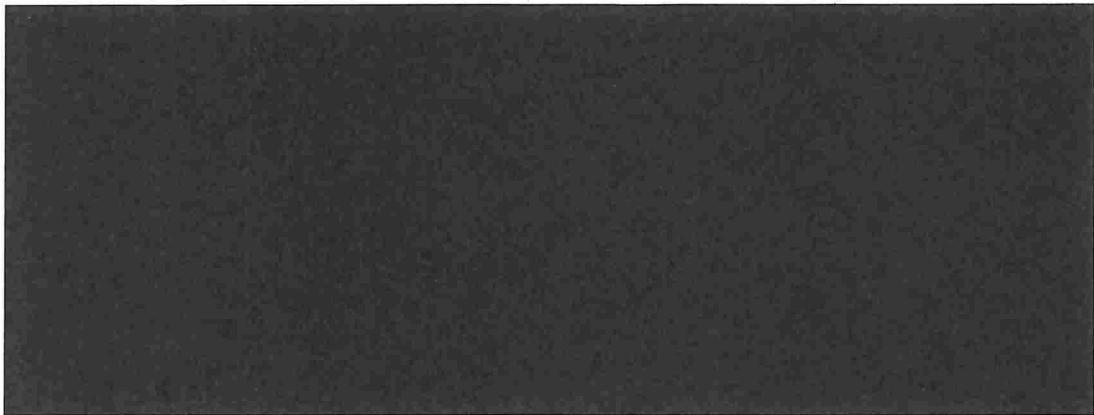
機密性 2

9 関係機関への情報提供

■地方検察庁、■弁護士会に対し、報道対応前に総務課長が情報提供を行う。

新型コロナウイルス感染に関する報道対応案

[REDACTED] の新型コロナウイルス感染に関する報道対応については、以下のとおりとしたい。



1 司法記者クラブへの連絡

[REDACTED] ●日、新型コロナウイルスに罹患したことが判明した。」ので、[REDACTED] ●日 (●) ●時から、[REDACTED] において報道発表を行う。

[REDACTED] 総務課長（立会者：総務課課長補佐）が発表を行い、[REDACTED]

2 基本説明案

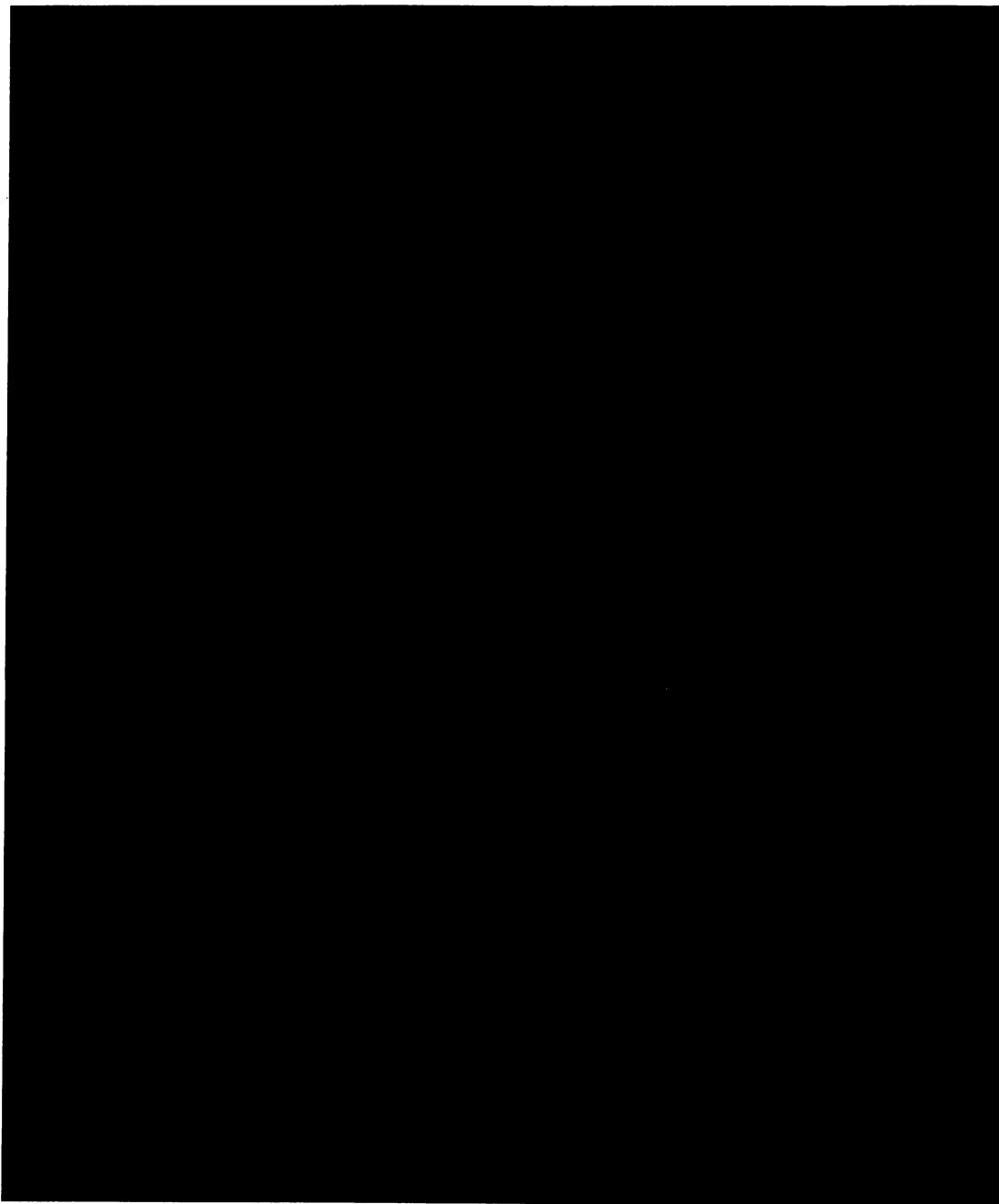


<想定問

答>



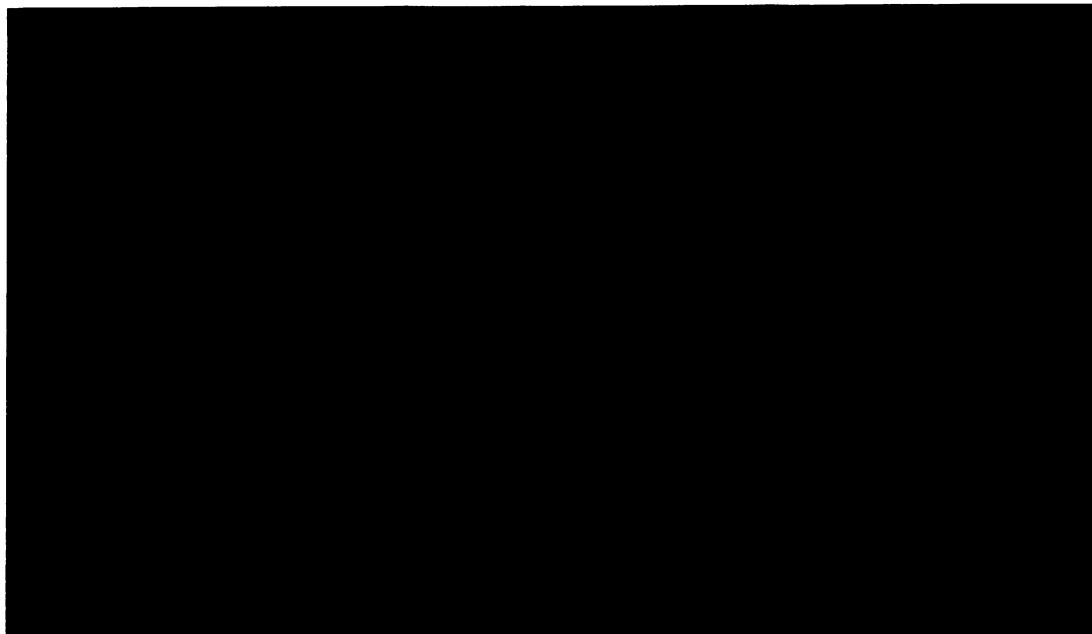
機密性 2



7 これまでの [] でとられていた感染防止対策はどのようなものか。

庁舎入口には消毒液を置いて利用を促している。来庁者と接触する職員にはマスクを着用させたり、手洗いを励行させ、当事者にもマスク着用の協力を依頼している。

執務室や [] の換気を定期的に行い、[] 内では向かい合う当事者の間に飛沫感染防止用のシートを貼付し、また、着席間隔を空けるなどの感染防止策を講じている。



10 今回の発表を受けて、裁判所利用者が期日を変更してほしいなどの要望があった場合はどうするのか。

期日の変更等の判断は、裁判体の判断となるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている折、利用者の方に御心配の点があれば、遠慮なく担当書記官に相談していただき、お話を伺いながら丁寧に対応していきたいと考えている。

なお、当庁のホームページにも、裁判所利用者の方々に対して、その旨をお伝えする文言を掲載しているところである。

11 裁判所職員や裁判所庁舎を勤務場所とする者の感染判明は初めてか。

当庁管内では初めてである。他庁については承知していない。

12 関係機関には情報提供しているか。

■地方検察庁及び■弁護士会についても、事実関係について、情報提供した。

13 今後、裁判所利用者に対し、新型コロナウイルス対応のため、新たに求めていくことはあるか。

これまで同様、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、事件の関係者等に対し、手洗い、咳エチケット、風邪の症状の場合は、来庁を控えるなどの対応を引き続きお願いしていくことになる。

(更問)

税務署の感染者発生の例に見られるように、裁判所のホームページに注意喚起文言

等を掲載する予定はあるのか。

現在のところ予定はしていない。

14 感染拡大対策、職員への周知は適切だったと考えているか。

これまでも、感染症対策について職員に対しては周知、徹底を促しており、今後も引き続き感染拡大防止について全力をあげて取り組んでいく。

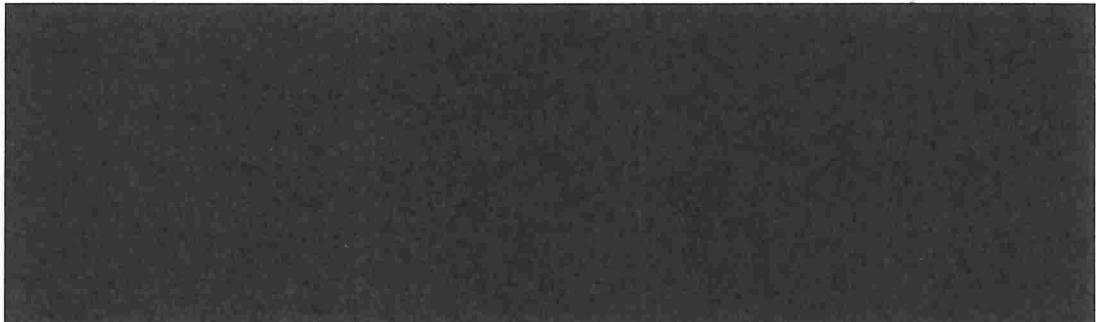
15 新型コロナウイルス対策の一環として、民間企業、他府省が時差出勤の実施をし始めているようであるが、[]ではどうか。

3月4日から導入している。

(更問)

テレワーク（在宅勤務）は実施しているのか

4月20日から実施してきた。



【HP掲載文言】

「札幌地方裁判所本庁の労働審判員の新型コロナウイルス感染に関するお知らせ」

- 3月12日(木)、札幌地方裁判所本庁の労働審判員50代男性が新型コロナウィルスに感染していることが判明しました。
- 同人は、3月9日(月)に札幌地方裁判所本庁に登庁して執務しており、マスクを着用して、特定の事件関係者との裁判所の手続への関与があったことを確認しています。
- 同人は、3月9日(月)の翌日以降、裁判所庁舎に来ておらず、かつ、3月9日(月)以前には1か月程度は裁判所庁舎には来ていませんでした。
- 濃厚接触者の有無については、現在、所管の保健所において調査中ですが、念のため、対象者と執務を行った者4人について、在宅勤務としております。
- 所管の保健所からは、特段、当該対象者が執務した場所を含め、改めて庁舎については消毒する指示は受けていないものの、念のため、当該対象者の執務していた部屋及び動線となった共用部分などについて、消毒を実施しました。
- 期日等に来庁されることについて、不安な点などがありましたら、担当係まで電話で遠慮なく御相談ください。